

靖国会記イヤです

発行日 2013年1月17日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころもない

ころもない

【第2号】

報告

靖国会記イヤです・
アジアネットワーク
「連続学集會」第一回

戦わない国家は祀らない国家

講師：子安宣邦



二月八日、大阪で第一回目の連続学集會を開催しました。新総経了後の初めての催しで、また、当日は、いわゆる日本開戦の日で、土曜日ということであるイベントが重なっていましたが、セ〇名近々の出席で盛上がりしました。メインの講師は、近世日本史の権威子安宣邦さんです。戦う国は必然的に（戦死者を）祀る国であり、非戦の憲法九条と政教分離の二〇条は必然的なつながりがあることを示され、さらにそれを積極的に進める戦略についての示唆にあふれた講演でした。当日いただいた原稿を以下に掲載します。

また、(二) 原告団から、靖国神社への継続した合祀取り消し要求と、これから合祀取り消しを考えると、こうする人たちの呼びかけについて、提案がなされました。

「靖国会記イヤですアジアネットワーク」会員登録

大変な世の中になってきます。今が難関の入り口で、右傾化の波にのめらない大多数の「一人」としての気概が今は大切ではないでしょうか。「イヤです」の声を！

当会は長い靖国関連訴訟の成果等を踏まえ

●年二回ほどを目安に関連情報を中心に通信を発行します。

●年二回の学習講演会を準備します。

●折々に靖国行動を提起します。

会費

年間 一口 一〇〇〇円

●領収証は振込控えで代替えさせていただきます。金の領収証が必要な方はその旨振込通信欄でお知らせください。



「靖国問題」の現在

子安宣邦 (2012.12.08)

1 「国家と祭祀」

私は日本思想史家として「靖国問題」を国家神道論という文脈で考えてきました。私の考察は『国家と祭祀』（青土社、二〇〇四）にまとめられていますが、その書の副題は「国家神道の現在」となっています。私は当時の小泉首相の靖国参拝に「国家神道の現在」を見て、そこから日本の近現代史の上に「国家」と「祭祀」のあり方を問い直していったのです。それによって先ず明らかにされたことは、「戦う国家」とは祀る国家である」ということです。

近代国家の最高の主権的行為は戦争です。戦争が最高の国家的行為であるかぎり、その戦争行為による戦死者への国家的な死者追悼もまた国家の最高の宗教的行事でなければなりません。こうして近代日本は戦争による軍事的犠牲者を英霊として祀る靖国神社を最高の国家的・国民的な祭祀施設としてきたのです。近代日本が伊勢神宮とともに靖国神社を最高の神道の祭祀施設としてい

る国家神道体系をどのように構成していたのかは、私の著書『国家と祭祀』に譲って、ここではのべません。大事なことは、国家が「戦う国家」であるかぎり、「祀る国家」でもあるということです。その国家にとって英霊祭祀とその施設の存在は必然的であるといえます。

敗戦後の日本には「戦わない国家」として自己規定しました。それが日本国憲法の平和主義という基本原則です。「戦わない国家」とは、国家主権の行使として戦争を行わない国家であり、したがって国家的行為としての戦争の犠牲者についての国家的追悼をもしない国家であります。すなわち「祀らない国家」であります。日本国憲法は第九条で「戦わない国家」であることを規定し、第二〇条の政教分離の原則をもって「祀らない国家」であることを規定しました。私の『国家と祭祀』論のメリットといえは、「戦わない国家」とは「祀らない国家」であること、憲法第九条は第二〇条とは分ち難いものであることを明らかにしたことにある

2 憲法見直しの戦後過程

国家が「戦う国家」であるかぎり、その国家とは「祀る国家」であると私はいました。さらに私はその国家にとって英霊祭祀とその施設の存在は必然的なものであるといいました。すなわち大日本帝国にとって靖国神社という英霊祭祀とその施設は必然性をもったあったということです。だが日本の敗戦と平和主義の国家としての日本の戦後の再生は、国家と靖国神社との必然的な関係を切断することになります。その切断はまず国家神道の解体を指示した神道指令によって、次いで日本国憲法の第九条と第二〇条によって、国家存立の立憲的意味づけをもってなされます。日本には「戦わない国家」すなわち「祀らない国家」として国家存立のあり方を立憲的に規定し、条文化したのです。戦後日本における国家と靖国神社との関係は、国家とその宗教行政の対象としての一宗教法人との関係ということになったのです。

だが国家との必然的な関係を絶たれた靖国神社の戦後の存立に不満な神道関係者、旧軍部関係者、そして遺族会を組織し、それを強力な政治的背景としてもった自民党の政治家によって国家と靖国との関係の見直

しながなされていきました。一つには「国家神道見直し論」という神道家・神道学者たちの議論として。私が主として関わってきたのはこの議論です。さらに（靖国神社国家論）の運動が展開され、政治的には靖国神社の国家管理化が計られ、（靖国神社法案）が昭和四四年（一九六九年）に上程されましたが、これは成立しませんでした。しかし（靖国神社法案）は昭和四八年（七三年）にいたるまでに五度も提案されました。その後、A級戦犯一四人の合祀がひとよになされます（七八年）。首相の靖国参拝は吉田 岸首相以降の首相によってなされてきましたが、中曽根首相にいたって八五年に靖国神社に（公式参拝）するにいたります。

ここにいたる過程は（平和憲法）的といわれる戦後の国家体制の見直しの過程です。これは第九条に関しては解釈改憲的に自衛隊・自衛隊という軍事力・軍隊を戦後日本がそなえていた過程です。憲法上の制約はありながらも一流の軍事力を備えた世界の一等的国家日本の中曽根首相は、その日本の首相として靖国参拝をもしたのです。一等的国家日本の復活を、日本に課せられていた戦後のタブーをあえて破って靖国を公式参拝することで世界に示そうとしたといえます。この公式参拝は中国・韓国からの強い抗議もあって中断

されますが、しかしここにいたる過程は解釈改憲的な自衛隊という軍隊を創設していったように、形式的には非公式であれ首相による参拜を続けることによって靖国参拜を事実上国家的に認知していった過程であったといえます。

3 靖国問題の現在

憲法的な制約を受けた、解釈改憲的な形で自衛隊という軍隊は存立し、靖国神社への参拜も(私人)を称しながら首相によってなされてきたのですが、この憲法の後ろめたるを破ってしまったのが、小泉純一郎です。小泉首相は戦後の日本に終止符を打ったような、現代日本の転換を導いた政治家だと思えます。すなわち憲法的制約の中にあつた自衛隊を、日米軍事同盟を構成する一方の国の軍隊というものにぎりぎりのところまで作り直していきまされた。そして首相在任中に靖国参拜を、国内外の批判にもかかわらず、六度も強行に繰り返しました。「靖国参拜が憲法違反だとは思わない」と彼はいい、いわば確信犯的に靖国参拜を繰り返したのです。この確信犯的な違憲的参拜への批判や訴訟に対して、「そういうことをいって、小泉純一郎の信仰の自由を妨げるというのは、それこ

そ憲法違反じゃないですか」という福田康夫官房長官の反駁的談話は、靖国参拜が解釈改憲的な詭弁をもって行われるぎりぎりのところまできていてこれを示すものです。すなわち「首相である小泉純一郎の一人の(心の)問題(信教の自由)」として靖国参拜を押し切ってしまうという、憲法の詭弁的解釈のぎりぎりのところまできてしまったということです。そしてこのことは日本の裁判所が、靖国神社の合祀を一宗教法人の宗教行為の自由として容認したことに対応するものです。日本の政・官・法という国家権力体制は、現行憲法下で自衛隊という軍隊をもち、首相が国家的戦没者の神道の祭祀施設である靖国神社を参拜すること

を認めるぎりぎりのところまできています。このことは、靖国神社を参拜することとを認めるぎりぎりのところまできています。そしてこの事態はもう一歩先に進もうとしています。

4 二一世紀の「靖国問題」

小泉首相によって現代日本の転換がなされたように思えます。あるいは彼によって戦後史に終止符が打たれたといふべきかもしれません。彼は平和憲法という戦後日本の国家的な(文藝)を取り外して、自衛隊という軍隊をもち、靖国神社という戦没者の神道の祭祀施設をもち続ける戦後日本の内実を強引に外に向けてさらけ出していったのです。これは二一世紀に入った東アジアにおける日本国家主義の主張であつたと思えます。日本のナショナリズムといふものは、戦後世界においてはタブーであり、それは日本内部でひそかにもたれるものであつたのですが、小泉首相はそのタブーをあえて破つたといえます。二一世紀に入った東アジアにおける国際環境が小泉にそれをさせたのです。

いま東アジアの国際環境は、相互にナショナリズムを強めながらも国家間関係を維持しようとする緊張をもつたものになっています。それは六〇年代のもので、七〇年代のものでもありません。すでに世界的な超大国となった中国と日本の産業界を脅かす力をもつていた韓国とがそれぞれに国家の主張を明確にしなから、競争的な経済関係をもち存立しているのが東アジアなのです。二〇一二年のわれわれを驚かす、偏見、なごみ、おぼろげに続いている(領土問題)とは、この東アジアの二一世紀的な国家間関係の表現であるように思われます。いわゆる(領土問題)は、それそれの国家主義(愛国主義)を強める歴史的契機になってしまっています。

私が「靖国問題」を論じながら、なぜ(領土問題)などというのか。私が(領土問題)などと言及するのは、「靖国問題」が置かれている、いまとは、どのような時代であるかを明らかにしたいと思っているからです。そのいまとは、すでに申しましたように、もはや途上国でも後進国でもない中国や、すでに経済的先進国である韓国が、それぞれに強い国家的主張をもって東アジアにおける国家間関係の再構築を求めている時代であるのです。それが(領土問題)というわれわれを苦しめる問題として表現された二〇一二年という現在です。この東アジアの現在の国際環境とは、さきに申しましたように、相互にナショナリズムを強めながらも国家間の関係を維持しようとする緊張

張をもったものです。これがわれわれの「靖国問題」が、より大きくいえば「憲法問題」が置かれている二一世紀日本の国際環境です。

昨日（二月二日）の街頭演説で自民党の石破幹事長が、「外国に向かつては軍隊といひ、国民に向かつては自衛隊であつて軍隊ではないといふようなマヤカシは、もう止めねばならない」といっているのをテレビニュースで聞きました。ここまでではっきりといふのかと驚きをもって私は聞きました。自民党はこの選挙によつて政権党になることを確信して、マヤカシの自衛隊をホンモノの軍隊にし、ホンモノの軍隊をもつた国家と日本がなるための憲法改正を公約として掲げました。この選挙によつて自民党がたとえ政権党になつても、この公約がそう簡単に実行され、実現するとは私は思いません。現行憲法の平和主義の理念は国民に広く支持されています。だが東アジアの現在の国際環境とそれそれにナショナリズムを強め合つていける国家間関係は、あの公約を掲げた自民党に有利であることは確かでしょう。この有利さの自覚が、石破幹事長のあの発言をもたらしつてゐるのです。それは一歩踏み込んで日本の将来をいつてゐるのです。日本はホンモノの軍隊をもつた公然たる軍事国家になることをいつてゐるのです。日本が公然

たる軍事国家になつたその時には、日本首相は何のわだかまりもなく靖国神社に参拝するでしょう。そしてさらに日本首相は靖国参拝を国民の義務だといふ出ずかもしれません。これは自民党の公約がわれわれに約束している日本の将来像です。小泉首相がぎりぎりのところまでもつていった自衛隊も靖国参拝も、そのぎりぎりの境界をこえて堂々とその正当性がいわれるようになるのです。

5 おわりに

彼らはマヤカシの自衛隊ではない、ホンモノの国防軍にするといつてゐるのです。そのとき日本は日本軍事同盟を一方になつた真正正路の軍事国家日本になるでしょう。だがそのことによつて東アジアに確立されるのは何でしょうか。それは（アメリカの平和）であつて、決して（アジアの平和）ではありません。これははっきりと彼らの公約の先に見えることです。このことは彼らの（憲法改正）の公約に対するわれわれの戦い方を教えています。彼らの公約が実現するのは（アメリカの平和）であつて、決して（アジアの平和）ではないのであつて、われわれは彼らの（アメリカの平和）に（アジアの平和）を対置して戦うべきでしょう。

東アジアの緊張的な国際環境から自民党はかれらの公約を導いたとするならば、われわれはこの緊張的な国際環境を平和的に打開する道筋を求め、（アジアの平和）の確立に向けての計画と決意とを対置して戦うべきです。（アジアの平和）とは、中国や韓国とともに、日本の将来をアジアの将来に托しながら求めるものです。「戦われない国家は祀らない国家」であることを規定するわが憲法の理念は、この（アジアの平和）に向けてそれをどう生かすかということの中でのその積極的な意味を果たすことになるのです。それは決して防衛的に守ることの意味をもつものではないかもしれません。東アジアの平和に向けてのわれわれの積極的な闘争こそが、（靖国）の意味を失わせる上でもっとも大事な行動であると私は思ひます。

◆◆◆◆ お勧め本の紹介 ◆◆◆◆

◆国家と祭祀 ―国家神道の現在―

著者：子安宣邦 発行：青土社 価格：1900 円
書店にてお求め下さい

◆天皇の世替わり問題とキリスト教Q&A

―わたしたちは天皇制をなぜ問題にするのか―
発行日：2012-11-1
発行所：日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会
問合せは直接 03-3203-0372 まで

◆「反天皇制市民1700」33号 価格：500 円

主な目次
「大東亞聖戦大碑」と死者の尊厳（田村光彰）／【書評】他者の特攻・朝鮮人特攻の記憶・言説・実像（辻子 実）／イランカラブダー東本願寺・大師堂爆撃事件で問われたこと―（山内小夜子）／【連載】よき人々との出会い（吉川佳子）／「靖国文集」再発見後のあらたな出会い（松岡 勲）
申込みは当事務局まで FAX 06-7777-4925

合祀取り消しの意思を靖国神社に伝えよう ーなぜ、合祀取り消し?ー

靖国神社は、戦没者を「天皇に忠義を尽くし、進んで日本の戦争に参加した英霊」と意味づけ、神として祀る宗教施設です。

いずれの訴訟（大原、沖縄、東京一親、控訴中）においても、追悼や当人は、このような不当な意味づけをされ、しかも流布されていることに對して、大きな屈辱と怒りを感じています。このまま放置すれば、私たちがそのような意味づけを認め、納得しているとされかねません。

台湾や韓国の友人たちが自分の親族を「進んで天皇に忠義を尽くし、アジア侵略に参加した」という意味づけを許さないのは当然のことですが、日本人の戦没者追悼も、少数ではありますが、ずっと以前からこのような屈辱を感じて、靖国神社に對して合祀取り消しの意思を伝えてきました。

今回、それがついに裁判という形をとったのです。

「合祀はイヤだ」の意思表示を

裁判を起こしてみると、そのような思いを持っている人が以外に多いこともわかってきました。裁判そのものはいろいろ面倒な手続きがありますが、「合祀イヤです」という意思表示だけならば、簡単にできます。合祀はいやだ、屈辱だという意思を持った人が無視できないくらい存在するということが、靖国神社や世間にも広く知られることになれば、そのこと自体が、靖国神社と靖国思想を真に解体する大きな力になるでしょう。

意思表示の資格は？

大原訴訟では、合祀されている人と「生活を共にするなど、緊密な関係を持って人格的一体性を持った人」が原告になっています。つまり、父親、兄や叔父が「進んで天皇に忠義を尽くし、アジア侵略に参加した」という意味づけされるのは、あたかも自分がそのように意味づけられるようにイヤで傷しいということです。

合祀されているのが、祖父や祖母・おば（従軍看護婦なども合祀されている）、さらには原爆死した広島の子どもたちという場合もあるでしょう。家族の中で、そのような意味づけに對する「イヤだ」という気持ちが一致しているに越したことはありませんが、自分ひとりでもいやなものはいやですから、実際に訴訟するところまでいかなければ、そんなことを気にすることはありません。どんどん意思表示しましょう。

一定の人数で、合祀取り消しの要求書を直接手渡すパフォーマンスをやりませんか。

合祀取り消しマニュアル

I. 合祀の有無の確認

①靖国神社に電話して、該当者の氏名、本籍、(わかれれば生年月日、戦死年月日など)【私もそうですが海外生年月日は知らない場合が多いと思います。私の場合は本籍だけで調べてくれました。】を伝える。

靖国神社事務所の電話番号は、 03-3261-8326

「〇〇の合祀の有無、合祀された年月日を教えてほしい」と言うと、調査期間にないでくれ、しばらく待つとその場で合祀年月日を知らせてくれます。

電話した日時・時間、できれば対応した職員の名前と名前をメモしておく。

②合祀年月日を確認して、靖国神社より、文書、Fax などで通知をくれるよう依頼【靖国が文書で回答してくれるかどうか不明】する。

II. 合祀拒否(合祀取り消し)の意思を伝える。その場合、つぎのようなレベルがありうる。

①内容証明郵便、受け取り確認郵便、あるいは配達証明郵便(これが簡単)【私の場合は、もっぱら配達証明だけで済ませました】で、適当な期日を指定して、回答を要求する。

回答は、ほぼ、100%取り消し拒否なので、拒否の場合は、その理由を付すことを要求したほうがよい。

あて先：靖国神社事務所

所在地：〒102-8246 東京都千代田区九段北3-1-1

②合祀確認の後、ただちに、取り消しの要求書(例えば、別紙様式)を送りつける。

①、②に場合、いずれも、こちらから出した文書と封筒の表書きと裏書きもコピーしておくこと、また、郵便局が発行する伝票も保存してください。

③合祀取り消しの意思を口頭(電話)で直接靖国神社に伝える。やり取りをした日時、内容、受け答えをした靖国神社の職員の名前・氏名の確認をしてメモしてください。

◆◆◆あたより◆◆◆

《12月7日》

◆アジアネットワーク通信会集行込みます。通信第1号読みごたえありました。機会があれば「会報取組行動」に同行したいです（飯田 文子）

◆編集ご苦労様です。とにかくこの国では「人権」的弾圧にとても反応が鈍い気がします。声を上げ続けねば…。『信教の自由』もいかにげんです（野田 文子）

◆通信1号ありがとうございます。会集送金ときます。「たより」欄に載った、あきる野市の方の秋刈利農家が西からしてきます。で言うのは秋刈・南西諸島のことがし、それとも関西地方「大田維新の会」のことか？ 確かに橋下徹は表の役割は憲法 96 条改正をステップにして、9条改定するものや、おーさかに住むものとしてはげんや市政やのに「実行力、決定できない政治の打撃を懸念」とかいうて、支持する民が相変わらずなところを申し訳なく思います（大田 文子）

◆通信会集一口です。これからもうよろしくお願いします。いろいろな意味で熱い（暑い）夏が過ぎそうですねお昼下り（東京 文子）

◆「鉄道の始まり」ありがとうございます。新しい出発です。60才オーバーの人たちのパワーはすごいなと思います。私ももう数年で到達しますが…。（大田 文子）

◆近頃ふいに老害（漢 90才）のため今限りに願います。お別れの用意です（松原 文子）

◆能力ですが、お仲間に入れてください。雑学的に見れば今 2012 年は漢州藩署前夜より日露戦争に近いかと見ています。鈴木宗典氏の立派者に仕立て上げられた日本の政治やメディアに北方領土を語る資格はない。センカクのことも諸国協定に同様のが先決かと…。断り申しました。スミマセン（飯田 文子）

◆「おれり」っていうのは、真実のみならず、事務局のみならずの心算が伝わってくる一見（東京 文子）

◆とりあえずネットワークの通信のお代返します。1000 円の会費で大丈夫？（おまけに経達用紙が手帳で）韓国会報行動で上京されるとき、是非交流会でも持ちたいですね（東京 文子）

◆集金に行けなくて残念でした。今後も頑張っていきましょう。みなさんお元気で（東京 文子）

◆ヤスクが困っている限り、私たちのいのちは天皇の所有下にあるので、闘いは終わっていません。でも天皇制日本の命脈もつきようとしているのも事実です。闘いつづけます（東京 文子）

（東京 文子）

《12月8日》

◆少ないですがカンパ送ります（静岡 文子）

◆皆さんへ：遅くなりましたが一時金カンパです（尾崎 文子）

◆年会費2口です。よろしくお願いします（飯田 文子）

◆ネットワーク通信会カンパ（飯田 文子）

◆遅くなって申し訳ありません（長崎 文子）

《12月11日》

◆ガッテンプランのことの多いこの日本です。忘れないために能力ながら支援します。128年習合出られないのは残念（飯田 文子）

◆ 128 年習合、神道神教のあや加でできません。参加費だけ送ります。『断れない国家と断れない国家』考えてみたいテーマです（東京 文子）

計 報

小泉首相韓国参拝通審訴訟元台湾原告林書揚さん、昨年 1 月に亡くなりになりました。私たちの組織がアジアの視点からなれることなく、多くを学ぶ可能性を開いて下さった方のお一人でした。お悔やみと共に感謝いたします。事務局から二名が台湾の追悼式典に参加してきました。

林書揚先生の死を悼み、

改めて台湾の皆様との連帯を願う書簡

日本の東京にある韓国神社とは、戦争で死んだ者を「日本人」の模範として「神」として祀り、後に続く日本の人民に戦争参加を納得させる装置です。しかし、その戦争とはなんであったか。アジア近隣への植民地獲得の侵略戦争でした。ということは、韓国神社とは、他国の人民を犠牲することを勧めるのではなく誇りに実えさせる装置です。

台湾との関係においては、1895 年以降、植民地侵略に抵抗した台湾人民を殺戮した者たちを「神」として祀りました。さらに、日本の侵略が中国本土に拡大して、東南アジアに拡大した時、侵略に抵抗した台湾人民の子孫を、これらの新たな侵略戦争に動員して、彼らをも死に追いやり、あるうことか、彼らをも、戦争参加の模範として、韓国に祀ったのです。

私たちが、こうしたいきさつを身にもたせ知ったのは、林先生をはじめとする、この場にお集まりの台湾の皆様との温かい交流と献金によって初めて可能だったのです。

林先生をはじめとする台湾の皆様のご協力によって、2005 年 9 月には、当時の日本国の首相であった小泉純一郎の韓国参拝が日本国憲法に明白に違反する行為であることを、日本の司法に認めされることができました。これは、侵略と植民地支配の過去をきちんと清算し、韓国を真に解放するための大きな一歩でした。

私たちは、林書揚先生が生きて成し遂げられたこと、また、この場にお集まりの台湾労働党や原住民部落工作隊など、林先生のなしたことを現在も未来も共に歩もうとされる皆様に、深い敬意をささげたいと思います。

そして、皆様とともに、林書揚先生の死を心から悼みたいと思います。

2012 年 11 月 17 日

反韓国アジアネットワーク事務局一同

事務局からのお知らせ

夏・7 月頃には元原告たちを中心に裁判官の第 2 回韓国神社訪問を予定しています。事務局はもちろん同行しますが、「是非一緒に」と思われる方もぜひ一緒に！これを機会に韓国神社や遺跡見学もいいですね。計画が具体化したときに通信等でご連絡する予定です。